

浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例

私たちのまち浦添は、沖縄本島の南側、西海岸沿いにある、交通の利便性や開発における高い潜在力を有する地域である。

浦添の歴史は古く、琉球王統発祥の地として知られ、政治、経済、文化の中心地として栄えてきた。

戦前は、農村として栄え、戦後においては、米軍基地関係者の需要による商店街の振興及び国道 58 号の整備に伴う急激な人口の増加により都市化が進んだ。また、沖縄県を代表する企業が集中して創業し、沖縄県卸商業団地の立地等で商工業中心の経済地域として発展してきた。

現在においては、県内流通企業が核となり、中小企業及び小規模企業が独自の企業活動を行うことで、雇用の拡大につながるとともに、地域経済の活性化及び市民生活の向上や行事等への参加を通して地域の活性化に貢献している。

中小企業及び小規模企業が地域に根差して、創業の促進及び事業の継続を行うことが、地域住民の雇用の創出及び各自治会、通り会などと連携した地域力の向上に、ひいては地元の振興につながり、市民一人一人が安心して健やかに夢を持って暮らせる社会を実現し、本市が今後も発展していくためのまちづくりの原動力となるものである。

これらを踏まえ、中小企業及び小規模企業の振興と地域経済のさらなる発展につながる共通理解の下、浦添市の基本的な理念と方向性を示すため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、中小企業及び小規模企業が産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業及び小規模企業の振興に関して基本となる事項を定め、市、企業及び市民等各関係者がそれぞれの役割及び責務を明確にするとともに、一層の相互理解を深めることによって、地域産業の安定化及び活性化を推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項の事業者及び小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）第 2 条第 2 項の小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号の中小企業団体及び中小企業団体中央会並びに商工会議所、中小企業家同友会、商店街振興組合及びこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 商店街 小売業、飲食業及びサービス業を営む店舗が集中して営業している地域をいう。
- (6) 商店会 商店街にあって、主として小売業、飲食業又はサービス業を営む事業者で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。
- (7) 金融機関等 銀行、信用金庫その他の金融業を営む事業者及び信用保証協会をいう。
- (8) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の学校及び同法第 124 条の専修学校をいう。
- (9) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

（基本方針）

第 3 条 中小企業及び小規模企業の振興は、産業の発展及び活力のあるまちづくりを目標とし、中小企業者及び小規模企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の関係機関との連携を図り、及び協力を得ながら、市の地域特性に適した施策を、市、中小企業者、小規模企業者、中小企業関係団体、大企業者、商店街、商店会、金融機関等、学校及び市民が一体となって推進することを基本とする。

（基本的施策）

- 第 4 条 基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。
- (1) 中小企業者及び小規模企業者の創業の促進を図ること。
 - (2) 中小企業者及び小規模企業者の経営基盤の強化を図ること。
 - (3) 中小企業者及び小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。
 - (4) 中小企業者及び小規模企業者の人材の確保及び育成を図ること。
 - (5) 中小企業者及び小規模企業者が行う雇用の促進及び就労関係の改善等への支援を図ること。
 - (6) 中小企業者及び小規模企業者の販路拡大を図ること。
 - (7) 中小企業者及び小規模企業者に関する情報発信を図ること。
 - (8) 中小企業者及び小規模企業者が、社会経済情勢の著しい変化に適応できるように円滑化を図ること。
 - (9) 地域資源の利活用による産業及び観光の発展及び創出により、市内消費の拡大を図ること。
 - (10) 商店街の振興を図ること。
 - (11) ものづくりの振興を図ること。
 - (12) 中小企業者及び小規模企業者と農業、漁業その他の産業との連携促進を図ること。

（市の責務）

第 5 条 市は、基本的施策を実施するに当たっては、市民の理解及び協力を得ながら、国、県その他の関係機関との連携及び協力を図ることで、社会経済情勢の変化に対応した中小企業者及び小規模企業者の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の増大に

努めなければならない。

（中小企業者及び小規模企業者の役割）

第 6 条 中小企業者及び小規模企業者は、社会経済情勢の変化に対応し、経営革新、経営基盤の強化、従業員の福利の向上、企業人材の育成及び雇用の確保に積極的に取り組むように努めなければならない。

2 中小企業者及び小規模企業者は、地域経済の振興を図るため、市内において生産され、製造され、又は加工される產品（以下「市產品」という。）の利活用及び中小企業関係団体への加入に努めるものとする。

（中小企業関係団体の役割）

第 7 条 中小企業関係団体は、基本方針に基づき、中小企業者及び小規模企業者が行う経営の向上及び改善策に対して、積極的に支援するとともに、市が行う中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の実施について、協力するように努めるものとする。

（大企業者の役割）

第 8 条 大企業者は、基本方針に基づき、中小企業者及び小規模企業者と共に地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚するとともに、中小企業者及び小規模企業者が地域経済を支える重要な存在であることを認識することにより、中小企業者及び小規模企業者との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、市產品の利活用及び中小企業関係団体への加入に努めるものとする。

（商店街で事業を営む者の役割）

第 9 条 商店街で事業を営む者は、商店街の振興を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 商店街で事業を営む者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担により、当該事業に協力するように努めるものとする。

（金融機関等の役割）

第 10 条 金融機関等は、基本方針に基づき、中小企業者及び小規模企業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるように、円滑な資金の供給、経営相談及び販路拡大の支援等を行うことで、中小企業及び小規模企業の育成及び発展に協力するように努めるものとする。

2 金融機関等は、中小企業及び小規模企業が市の経済発展に果たす役割を理解するとともに、市が実施する中小企業振興施策に協力するように努めるものとする。

（学校の役割）

第 11 条 学校は、学校教育活動を通して、児童生徒及び学生に対し、中小企業者及び小規模企業者の事業活動が、市の発展に貢献していることへの理解を深めさせるとともに市の振興施策及び振興事業の推進に協力するように努めるものとする。

2 学校は、学校教育活動の一環として、中小企業者及び小規模企業者と連携して、児童生徒及び学生の職場体験等を実施し、このことを通して地域を担う人材の育成に努めるものとする。

（市民の協力）

第 12 条 市民は、中小企業者及び小規模企業者の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者及び小規模企業者の健全な発展に協力するように努めるものとする。

2 市民は、消費者として市產品及び市内で提供される商業サービスを利用するように努めるものとする。

（中小企業・小規模企業振興会議）

第 13 条 この条例に掲げる目的の達成に向けて必要な事項を調査審議させるため、市に浦添市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- 2 振興会議は、次に掲げる事項に取り組むものとする。
 - (1) 振興施策について審議すること並びに必要に応じて調査及び研究を行うこと。
 - (2) 提言、要望等を集約した上で、効果的かつ実効性のある振興施策については、市長に提案するとともに、検証を行うこと。
- 3 振興会議は、市長に対し資料の提出、実施状況の報告その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 この条に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の公表）

第 14 条 市長は、主たる中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年 1 回は市ホームページ等で公表するものとする。

（委任）

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

浦添市

中小企業・小規模企業振興基本条例

浦添市では、地域経済の活性化を支える中小企業・小規模企業・小企業（以下「中小企業等」という。）の役割を重視し、その振興に関して基本となる事項を定めた「浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。

今後も地域でがんばる中小企業等が意欲を持って活躍できるように本条例に基づき、施策等を実施し、中小企業等の振興を図ってまいります。



お問い合わせ先 浦添市役所 市民部 経済観光局 産業振興課

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号 Tel:098-876-1234 FAX:098-876-9467 Mail:sangyo@city.urasoe.lg.jp